

京都市第5回企業向け人権啓発講座

日 時：平成28年9月28日（水）13：30～16：30

テーマ：人を大切にする企業活動に向けた「人権感覚」の育成
～想像して気付く現状と課題～

講演及び演習指導：

福田 弘 氏（筑波大学名誉教授，
（公財）人権教育啓発推進センター上級特別研究員）

【はじめに】

○講師

みなさん、こんにちは。福田と申します。今日の講座は三つのプログラムから成ります。まず、最初にアクティビティを一つやっていただきます。次に人権啓発に関する理論的なお話をし、最後にもう一つ、国際的にもかなり高く評価され、活用されているアクティビティをやっていただこうと思っています。

【演習1】

○講師

まず、グループワークを中心とするアクティビティをやってみましょう。とりあえず3人か4人ずつのグループを作ってください。何人かの方には一時的に席を移動していただきますが、よろしくお願いします。

4人グループが7つと、3人グループが4つ出来ましたね。しばらくの間、全員無言のままで活動していただきます。

それぞれのグループのテーブルの上に置いた封筒には10枚の絵が入っています。初めに、10枚の絵を封筒から出して全て見えるようにテーブルの上に並べてください。

全員が立って自由に動きながら全ての絵をじっくり見てください。そして自分にとって一番印象が深い、あるいは自分に最も強くアピールする絵を1枚ずつ選びとってください。同一の絵を選ぶ人が複数いる場合には譲り合い、誰かが別な絵を選ぶ、というようにして、それぞれが絵を1枚ずつ選び取ってください。

選んだ人から着席し、全員が着席したら、残りの絵は重ねてテーブルの脇の方に置いてください。

どのグループも全員が着席しましたね。では次にやっていただくことについて御説明します。

それぞれのグループの中で、一人ずつ順番に、自分が選んだ絵について、次の4つの問いに対する答えを発表し合ってください。後ほど4つの問いが書かれている印刷物をグループごとにお配りしますので、それを見ながら順次発表し合ってください。問いの中身をあらかじめ口頭でお伝えしておきます。

第1の問いは、「その絵はあなたにどんなことを語っていると思いますか？」

第2の問いは、「その絵をあなたが選んだ理由は何ですか？」

第3の問いは、「その絵はあなたの関心事や現実の社会とどのような関わりがあると思いますか？」

最後の問いは、「その絵は人権の中のどのような具体的内容や要素と関わっていると思いますか？」です。

次にグループ活動中の注意事項を確認しておきましょう。発表し合い、話し合うときには、発言者以外の人には耳も心も発言者の方に向けて傾聴する、というルールを守ってください。全員が4つの問いについての発表が終わったら、グループ内で自由に話し合いをしていただきます。

(グループ内で協議)

どのグループもグループ活動が終了しましたね。では、ここからは全体の振り返りをしたいと思います。こちらで幾つか質問を出しますので、どなたでも自由に手を挙げて発言してください。

誰かが選んだ絵について、「この絵はこれこれの権利を表していると思う。」と発言したときに、「いや、私はこう思います。」、というように、解釈の仕方に違うような絵がありましたか？

私はある絵を見て、ハッとしたとか、あるいは他の方がおっしゃったことについて、成る程と思ったとか、そんな場面はありましたか？

ある絵について、「この絵はこんな内容の人権に関連していると思う。」というような絵の解釈の点で異なる意見が出たのでしょうか。

あるいは、様々な人権の中身について議論する場面があったのでしょうか？

議論の中で言及された具体的な様々な人権を、自分も全て持っているということを知っていたのでしょうか？あるいは、そのことに今回初めて気付いた、というような場面がありましたか？

(この質問に対して、多くの意見や発言あり。)

○講師

今やっていたいたのは、「パンショ氏の絵を読む」というアクティビティです。「パンショ」はペンネームですが、この画家はフランスの世界的に有名な雑誌『ル・モンド』専属のイラストレーターだそうです。人権問題をきちんと見抜くセンスや知見を持つすばらしい芸術家で、ヨーロッパ評議会が2002年に刊行した青少年向き

の人権学習用マニュアル『コンパス [羅針盤]』の中に大小様々な数多くのイラストを描いておられます。それらの中から何枚かを選んで学習するために考案されている人権学習用アクティビティの一つを経験していただきました。

グループ活動として組織された共同学習では、積極的・主体的に参加し、他者と協力しながら活動することにより、自分だけでは気付かないようなことがらに気付くことができます。また、対等なメンバーとして互いに尊重しつつ共通目的を目指して学習することで、感受性、相互信頼、協力的活動の意義や面白さ、達成感等、様々な人間的資質をも高めることができます。お互いに協力して参加者全員の学習に貢献し合うことにより、人権についての気付きや認識や理解を深め、人権実現に必要な意欲や態度、そして必要な諸技能や実践力を高めたり、促進することができます。

ところで、絵画、イラスト、写真、テレビ、ビデオ、映画、といった情報媒体は非常に強力な発信力をもっています。「百聞は一見にしかず」という諺（ことわざ）がありますが、ヨーロッパでは、「1枚の絵（写真）は1,000語を語る」という表現があります。つまり、1枚の絵や写真は、多くの言葉をでもなかなか伝え難い事柄を一瞬に伝えることができるわけです。視覚メディアは、一瞬のうちに膨大な情報を伝えることができます。しかし、それと裏腹に、誤解を与えたり、情報操作という形で人々を欺くために悪用される危険性もあります。

ですから、私たちは新聞とかテレビとか週刊誌等々の様々なメディアにおける絵や写真などを鵜呑み（うのみ）にするのではなく、知性や感性等々をも十分にいかして情報を読み取り、その信憑性（しんぴょうせい）をも判断することが必要です。いわば、発信側の意図をも見抜く力を身に着けることが大切になります。いわゆる情報リテラシー（情報を使いこなす力）、メディア・リテラシーを高めることが不可欠なのですね。

その一例ですが、かつて湾岸戦争に関連するニュースの中で、真っ黒な油だらけの海鳥の姿が何回も何回も放映されました。「あのような環境破壊を平気ですのような国は国際的に制裁を受けても仕方ない。」と思ってしまったものです。でも事実は異なり、あの映像は全く関係ない場所で撮られたものが意図的に使われ、国際世論の動向が操作されるような結果を生んだのでした。

次の講義の中でもお話ししますが、人権に関する知的な理解と、いわゆる「人権感覚」と言われるものを構成する感性や感覚、そして様々な形態の諸技能を総合的に育てなければならないのです。新聞、テレビ、雑誌、インターネット等々の様々なメディアが不当な干渉を受け、十分な正確な情報が得られないといった、恐ろしいメディア統制が権力によって行われている現在、主権者である私たち国民は目覚めて、しっかりと問題のありかを見極め、どうすべきかを真剣に考える必要がある

と思います。

この国の主権者は国民一人一人ですから、私たち主権者が総合的な能力を高めていく必要があります。人権学習を通して私たち自身が平和と人権が実現され、維持される社会や国をつくらなければだめですよ。そのためにも、人権学習の普及・徹底、人権教育や研修の推進は重要課題だと私は思っています。

現在は企業の社会責任も厳しく問われているわけで、企業内における人権研修も非常に大切な責任と役割とを持っています。人権研修にしっかり取り組む企業はきっと伸びていくと思います。企業においてだけではなくて、社会のあらゆる側面において、全ての人の人権が本当に大丈夫なのか、きちんと擁護されているか、常にウォッチすることが必要です。

そして、もし何か問題があるとすれば、やはり勇気を持って積極的に関わり、誰もがこの国に生まれてきて良かった、この社会の一員であることに誇りが持てる、というような社会に変えていく必要があります。確かに勇気が要りますよね。でもこれは当然しなければならない重要な、意義ややりがいのあることですから、お互いに夢と希望を持って頑張っていきたいと願っています。

それでは、これで最初の演習を終わります。

【講義】

○講師

それでは講義に移ります。

全ての人の人権が擁護されている平和な社会や国の中で生活したい、というのは万人の共通の願いです。ところがそうした願いが実現できるための諸条件が整い始めたのは、やっと今から70年ほど前のことでした。

いわゆる近代人権思想の萌芽は、古くは1215年のマグナ・カルタ（大憲章）の中に既に見られます。しかし初めて人権が具体的に成文化されたのは、1776年のアメリカ独立宣言においてでした。「人間は生まれながらにして譲り渡すことのできない諸権利をもっており、その権利の中には、自由、生命、そして幸福の追求がある」という独立宣言の文言は、そういう意味で画期的なものだったのです。

その後、1789年にフランス革命の中で憲法制定国民議会によって採択された「フランス人権宣言」には、いわゆる市民的・政治的権利のほとんどが包摂されています。しかし、この宣言の名称「男性及び男性市民の権利宣言」が示すように、権利の主体は男性及び男性市民に限られていました。

これを問題視したオランプ・ド・グージュという女性は、1792年に「女性及び女性市民のための人権宣言」という、主語を女性と女性市民とに置き換えた宣言

を書きました。彼女は革命派に捉えられて処刑され、その「宣言」は処分されてしまいます。しかし、半世紀ほど後に国立文書館で発見され、今日の女性解放や、女性の人権実現に大きな影響を与えてきました。

このように、200年ほど前にヨーロッパを中心として近代人権思想が生まれました。

しかし、残念ながらその後の200年間に、人権思想が着実に結実し、万民の人権が擁護される国際社会が実現することにはなりません。この間に実際に人類がやってきたことは、およそ人権の尊重とは逆の痛み付け合いの連続でした。

特に、20世紀に人類は2つの世界戦争を引き起こし、人類はその愚かさゆえに本当に計り知れない惨状を経験することになりました。何千万という人々が巻き込まれて命を奪われ、あるいは愛する者を奪い去られ、仮に生き延びても癒やし難い心の傷を負ったわけです。そういうとんでもない恐ろしい戦争が終わったのが1945年だったのです。

この年の6月に国連憲章が採択され、10月24日には所定の加盟国数に達して国連が誕生しました。国連は、国際平和をつくり出し維持すること、及び全ての人の人権が実現されるような社会的、経済的、文化的な国際社会をつくることを目的として設立されました。そこで国連は安全保障理事会と経済社会理事会を設け、その経済社会理事会の下に人権委員会を設置しました。

この人権委員会は、早速「世界人権宣言」の起草に取り掛かり、1948年12月10日の第3回国連総会で「世界人権宣言」は満場一致で採択されました。この「世界人権宣言」の理念は、その後、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」等を初めとする法的拘束力を持つ様々な人権関連国際条約として結実してきました。最近の例としては、1989年の「子どもの権利条約」、2006年の「障害のある人たちの権利条約」が挙げられます。

ここで特に強調しておきたいのですが、国連を作った人たちは、ただ単に制度や条約を作れば大丈夫だ、とは考えなかったことです。70年前の国際社会のリーダーたちは、確かに宣言や条約制定による制度や組織作りは大事ではあるが、それだけでは十分ではない、世界中の人々が、平和や人権を尊重し、実現するための資質や能力を身に着けなければいけないと考えたのです。

そこで、組織や制度作りと同時に、世界中の人々が平和や人権を大切に、社会的、経済的に共に繁栄できるように必要な知識や価値観や態度、諸技能等を身に着けるための教育、科学、文化の振興が必要だと考えました。そして、1946年11月に国連教育科学文化機関(ユネスコ)を設立し、平和教育、人権教育、国際教育(後の国際理解教育)の普及活動を始めたのです。

では、日本の場合はどうだったのでしょうか。日本は1945年8月に無条件降伏

という形でやっと戦争の終結を迎え、間もなく日本国憲法を制定しました。日本国憲法は1946年11月3日に告示され、1947年5月3日に発効します。

日本国憲法は、日本国民は「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、主権が国民に存することを宣言」し、「恒久の平和を念願し、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、我らの安全と生存を保持しようと決意した」と前文でうたっています。さらに「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と明記し、万人が「平和のうちに生存する権利」を持つことにいち早く言及しています。

日本国憲法は、主権在民、恒久平和の追求、基本的人権の保障を3本柱とする画期的な憲法です。主権在民とは、国の主権者は国民である、とする原則です。その国民とは、自由意志をもってその人らしく生きながら、この民主主義国家・社会の主体的形成者として生きる、自律的な市民です。

次に、恒久平和の追求に関しては第9条で、国権の発動である戦争と、武力による威嚇又は武力の行使とを永久に放棄し、陸海空軍その他の戦力を保持せず、国の交戦権を認めないと明確に記述しています。

そして基本的人権の保障については、「国民はすべての基本的人権の享有を妨げられない」とうたう第11条から第40条までの条項の中で具体的に書かれています。

例えば、第12条は、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」、また、「国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ」としています。つまり、基本的人権は国民自らが不断の努力によって保持しようとしなければ、国家権力＝政府や他の個人によって侵害される可能性があることを指摘しています。同時にまた、自分の利益や都合だけ考えて人権を濫用してはならず、常に「公共の福祉」、すなわち社会の全ての人の幸福、という基準に合致する形で自己的人権を保持する責任があると指摘しているのです。

そして第13条には、「すべて国民は、個人として尊重される」と書かれています。人権の主保持者である国民とは、犬や猫などとは違う「人」ではなく、人間としての価値と尊厳を持つ「個人」、かけがえのない一個の独立した「個人」として尊重されるということです。

なお、憲法を守る義務を負うのはだれか、という事柄も極めて重要です。この点に関して、第99条はこう書いています。

「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊

重し擁護する義務を負ふ」と。

つまり、憲法は国民を守るための最高法規であって、憲法を尊重し、擁護する義務は主権者である国民にではなく、首相を初めとする国務大臣や裁判官等々の公務員にこそにあるのです。

憲法は今、大きな危機に瀕（ひん）しているのです。「憲法改正案」なるものがどんな内容を持つのか、新たに有権者になった青少年も含め、全ての国民がしっかり知っておくことが緊急課題になっているといえましょう。

以上お話ししてきたように、20世紀半ばから、国際社会では国連が世界人権宣言を採択し、ユネスコを中心に、国際平和と全人類の人権実現を目指すため平和教育、人権教育、国際理解教育を推進してきました。

そして、日本は日本国憲法の下で、主権者としての国民が民主的で平和的な社会や国家を形成するために必要な教育、つまりは、一人一人の国民が基本的人権を保障され、互いに人間としての価値と尊厳を尊重し合いつつ、共に平和的に生きるために必要な知識や道徳性や諸技能を育成するための教育の実現を目指す努力がされてきたのです。

しかし、21世紀末を迎えようとしていた国際社会全般において、平和や人権にとって極めて深刻な状況が迫ってきました。そんな中で、来たるべき21世紀こそは、世界中の全ての国や社会で、人権を尊重し合うことが当たり前であるような人権文化が行き渡るような、「人権の世紀」にしようとの願いで、国連による人権教育の推進事業が始まりました。

まず、1995年からは、「人権教育のための国連10年」が遂行され、その後、それを継承発展させるための「人権教育のための世界計画」が開始され、現在その第3段階の取組が進行中です。日本国政府も特に数年前までは積極的にこうした国連の人権教育推進事業に積極的に取り組んできたといえます。そしてかなりの成果を挙げても来ました。

しかし、今なお、様々な人権課題が未解決のまま残っています。それどころか、新たな諸問題、例えば、憲法、民主主義、平和、人権を蔑ろ（ないがしろ）にするような風潮、大震災や原発事故に起因する諸問題、社会的・経済的格差や貧困率の増大、未解決ままの、いわゆる個別的人権諸課題を巡る深刻な状況、そして沖縄の人たちを襲っている種々の人権問題、等々がこの国の社会全般に重苦しく襲い掛かっています。

こうした状況の改善・克服のためにどうすればよいのか。第一時的には言うまでもなく行政の責任ですが、人権文化を構築するという教育・啓発の推進という観点から見ると、私は大きく分けて二つの課題があると思っています。第一は、全ての人が、人権教育・啓発を通して、人権に関する知的理解を深化させること、そして二つ目は、人権感覚を鋭敏することです。

第一の課題ですが、ただ人権について抽象的で漠然とした知識を持つだけでなく、人権の本質、特徴、内容等について具体的で確実な知識及び理解を獲得し、それを実践的に活用する方法や手段をも含むような、総合的な知的理解を習得する、という課題です。

先ほどの絵を用いた演習でも検討したように、1枚1枚の絵は人権に関する様々な要素や状況を含んでいるわけですが、それを読み解くことができるためには、あらかじめ人権に関する知的理解が必要なのです。学校での人権教育でも、社会教育における人権研修や企業内研修等々でも、単に人権に関する知識を伝え、習得させるのではなく、「知的な理解を深める」ことができるような支援が大切です。

第一に、「人権とは、だれもが、どんなときにも、どこにいても、誰かれ違いなく平等に、生まれたときから持っている様々の権利である」という定義はしっかり理解しておくことが必要です。人権は抽象名詞ではなく、「具体的な様々な権利の集まり」であり、複数形である、ということをしっかり知的に理解しておくことが必要です。

さらに、人権は次に挙げるような特徴を持つことについての知的理解を深めることが大切です。

- ・ 全ての人が、どんなときにも、どこにいても、平等に持っている。(普遍性)
- ・ 誰かに上げたり、国家や他人に奪い取られることができない。(不可譲性)
- ・ 人権を構成する権利や自由は、どれも否定されることができない。(不可分性)
- ・ 人権を構成している権利や自由は、相互に関連し、補い合っている。(相互依存性)

このほか、人権がどのような歴史的発展を遂げてきたのか、差別や人権侵害には、どのような歴史があるのか、等についての知的理解や、人権課題を解決するために、必要な自尊感情、自己開示、偏見や差別を見抜いたり、解消するために必要な手段等に関する知的理解も挙げられるでしょう。

以上、人権文化を構築するための教育・啓発の推進における第一の課題についてお話ししました。最後に、第二の課題である「人権感覚を鋭敏にする」ということについて、簡単にお話しします。

人権感覚とは何か。私は次のように定義してみましたが、文科省でも使うように

なっています。人権感覚とは、「人権の価値やその重要性に鑑み、人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを許せないとするような、価値志向的な感覚」であると言えるでしょう。

「価値志向的」とは、人間にとって極めて重要な価値である人権が守られることを肯定し、反対に、これが侵害されることを否定するという意味で、価値志向的であると考えたのです。

こうした人権感覚が健全に働くとき、自他の人権が尊重されていることの「妥当性」を肯定し、逆にそれが侵害されることの「問題性」を認識して、人権侵害を解決せずにはいられないとする人権意識が芽生えると思うのです。この価値志向的な人権感覚が、先にお話しした知的認識と結び付いて、問題状況を変えようとする人権意識や意欲・態度を生み出し、自分の人権だけでなく、他者の人権をも守るための実践行動を引き起こす、と思われるのです。

逆に、人権が侵害されている、差別が起こっている、そういう状態を放置しているのではなく、きちんと感知して、これは許されないことだ、何としても変えなければいけないというような、方向性を持った感覚と言えるのではないかと捉えました。こういう感覚はいつも持っていたいし、子どもたちにも年齢に応じて培っていききたいですね。

では、どうすれば人権感覚は磨くことができるのでしょうか。一つは価値的・態度的能力、つまり、道徳的な力を発達させることです。例えば、自分の価値、他者の価値を尊重しようとする意志を育てるのです。誰もこの世に1人しかいない、大切な人間です。この自分もそうだ、と自らの価値を自分でも認める。しかし、他者が自分を大切にしてくれなければ、自分を価値ある者であると受け止めることができません。他者から愛されて初めて、誰であれ、自分を大事にできるようになるのですから、親をはじめ、教師も大人一般も、子どもたちを本当に愛し、育むことが大切です。自他を適切に尊重できる力は、やっぱり教育によって育てられるのです。

このほか、多様性に対する開かれた心と肯定的評価、自己自身の行為に対する人権の観点からの責任感、社会の発達に主体的に関与しようとする態度、等々を様々な手法を使って高めていくなれば、人権感覚が研ぎ澄まされていくと考えられます。

さらにもう一つ、次のような技能的な側面を高めていくことも必要です。例えば、人間の尊厳の平等性を踏まえ、互いの相違を認め、受容する技能、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性のような技能、能動的な傾聴とコミュニケーションの技能、人間関係のゆがみ、ステレオタイプ、偏見、差別を見極める技能といった、人間ならではの高度な諸技能を育てる取組をするのです。

以上のように、人権教育・研修の内容や手法の工夫によって、人権に関する知的理解を深め、同時に価値的・態度的要素、並びに技能的要素を磨くことで人権感覚を研ぎ澄ませることによって、一人一人が自分の人権を守り、他者の人権をも尊重できるようになり、あらゆる場で人権尊重文化が花開くことにつながると私は思っています。今日採り上げる二つのアクティビティは、正に人権に関する知的理解を深め、人権感覚を研ぎ澄ます支援のためにヨーロッパ評議会が刊行した書物から選んだものです。これで講義を終わります。

【演習 2】

○講師

では、最後に、もう一つアクティビティを経験していただきます。何も持たないで、後ろのスペースに横 1 列に並んでください。

これからしばらく口を利かないでください。この中に小さい紙が折ってのり付けしてあります。一つだけ取って、隣の方に回してください。1 枚だけ取って開けずに持っていてください。

その紙、1 人の人物のことを書いてあります。一斉に開けていただきますが、自分で見ただけで、ほかの人には見せないでください。黙ったまま、想像力を働かして、そこに書かれている人物になりきろうと努めてください。

想像して、想像力を働かして、その人になりきっていただきます。幾つか質問をします。それを頭に置きながらその人物になりきろうと努めてください。

「あなたは子ども時代、どのように過ごしましたか。」

「どんな家に住んでいましたか。」

「どんな遊びをしましたか。」

「両親はどんな仕事をしていましたか。」

「現在のあなたは、どんな日常生活をしていますか。」

「どこで社会的活動に参加していますか。」

「あなたは午前中にはどんなことをしていますか。」

「午後はどうでしょうか。晩にはどうですか。」

「あなたの生活習慣はどんなものですか。」

「あなたはどこに住んでいますか。」

「月にどれぐらいの収入がありますか。」

「暇な時間には何をしていますか。」

「休日はどう過ごしていますか。」

「あなたがわくわくするのはどんなときですか。」

「あなたはどんなことが気掛かりですか。」

それでは、これから幾つかの文章を読みます。あなたになりきっている人物として、それぞれの読まれた文章の中身に「はい」と答えられる場合には、1歩前に進んでください。「はい」と言えない場合には、その場に留まってください。ルールはそれだけです。よろしいですか。

ではゆっくり読みます。

「あなたは、これまで一度も深刻な財政面で困難に直面したことはありません。」

「あなたは、電話とテレビのある立派な住まいを持っています。」

「あなたは、自分の住んでいる社会の中で、自分の言語・宗教・文化が尊重されていると感じています。」

「あなたは、社会的・政治的な問題についてのあなたの意見が重要なものであって、あなたの意見には人々が一目置いていると感じています。」

「ほかの人たちは、様々な問題についてあなたに意見を求めます。」

「あなたは、警察官に呼び止められることを恐れていません。」

「あなたは、助言や手助けが必要なときにどうすればよいか知っています。」

「あなたは、自分の素性のために差別されていると感じたことはありません。」

「あなたは、自分のニーズにかなう適切な社会的・医療的保護を受けています。」

「あなたは、年に一度は休みの日にどこかへ出掛けることができます。」

「あなたは、友達を自宅での夕食に招待することができます。」

「あなたは、楽しい生活をし、あなたの未来について肯定的です。」

「あなたは、学習することができて、自分の好きな職業に就けると感じています。」

「あなたは街角で、あるいはメディアによって嫌がらせを受けたり、攻撃されたりしないだろうかと心配しません。」

「あなたは、国や地方の選挙に投票することができます。」

「あなたは、身内の人々や親しい友人と一緒に、最も重要な宗教的祝祭を祝うことができます。」

「あなたは、外国での国際的なセミナーに参加することができます。」

「あなたは、少なくとも週に1回は、映画館か劇場へ行きます。」

「あなたは、少なくとも3箇月に一度は、新しい洋服を買おうと思えば買えます。」

「あなたは、自分で選んだ人と恋愛することができます。」

「あなたは、自分が住んでいる社会で、自分の能力が正しく評価され、尊重されていると感じています。」

「あなたは、インターネットを使うことによって利益を得ることができます。」

○講師

周りを見渡して、自分の立ち位置を確認してください。

では、それぞれいすを持って、円形に座ってください。できるだけ全員の顔が互いに見えるように調節してください。それでは色々質問をします。自由に発言してください。

1歩前進できるときと、できないときがありましたね。前に進めたときにどんな感じがしましたか。

○会場

進んでもいいのかなという感じがしました。

○会場

自信が持てました。

○会場

恵まれていると感じました。

○会場

数少ない選択肢だったけれど、1歩でも前に行けたのがうれしかった。

○講師

では、逆の問いです。動けなかったときにどんな感じがしたのでしょうか。

○会場

マイノリティ（少数者）になった気持ちがしました。

○会場

脇役になったとかの感じがした。

○会場

置いていかれているというような気持ち。

○講師

かなり順調に進んだ方もいましたね、何人か。みんな前を向いていますから、最後になってこう振り返っていただいて初めて分かるわけですが、どの辺で「必ずしも動けない人もいるようだ。」と気付いたのでしょうか。「この場所がもっと広ければいいのになあ。」という感じの人もいたと思いますが、どうですか。どの辺で感じたのでしょうか。

○会場

ここの真ん中辺りでした。

○会場

1番最後です。

○講師

これはどうですか。20個ぐらい文章を読みました。特に動けなかった場合、自分の基本的人権が踏みにじられている、というように感じた人はいますか。

○会場

私は1歩も動けませんでした。途中から諦めになりました。

○会場

動いてもいいだろうと思いつながら、色々なことを思っただけに行けない感じでした。

○講師

成る程。そういうふうに自己規制するようなものがあつたということですね。

○会場

やっぱり責任ある立場なので、ある程度は規制というか、それは仕方がないかな、と半分諦めもあり、責任感でやっぱりここはきちんとやらなあかんとかやしと、両方あると思いました。

○講師

成る程、責任感。それがブレーキになったんですね。

○会場

進もうと思えば進めましたが、他人の目を気にしている自分を想像して動けなかった。

○講師

他人の目が気になって、それがブレーキになったんですね。

○会場

自由が奪われているような感覚に陥ってしまうっていう感じがしました。

○講師

幾つも重なってという感じですね。

○会場

自分は何もしてないのに、犯罪者に見られているんじゃないかとか、そういった負

担がありました。

○講師

いわば世間の目が気になったんですね。

では、続いて別のことを伺いますね。

最後に、振り返って全体を見たとき、単純にどんな感じだったでしょう。後ろで余り動けなかった方は、全体が見えますよね。でも、順調に進めた方たちは全体の様子がどうなっているか、余り分からなかったと思います。最後の見回したとき、どんなことを感じたでしょうか。

○会場

1歩も動けてない方が何人かいらっしゃったので、ちょっと驚きました。

○会場

私は進めなかったのが、1個だけでした。それ以外はさっと行けて、振り返ったときに驚きました。

○講師

こんなに幸福でいいのだろうか。

ほぼ完全に進めた人もいれば、半分くらいまで進めた人、四、五歩ぐらいという人、また1歩も進めなかった人もいるといました。最後に見回してみると、全体のばらつきの様子が分かりますよね。自分の役割は分かっているけど、他の人たちは一体どういう役割カードを引いたのだろうか、と思いましたよね。

例えば、1歩も動けない人、それから、ほとんど止まらずに前進できた人、あるいは途中で止まっている人たち、と様々でした。それぞれの人たちの役割はどんなものだったのだろうか、推測できますか？

一回だけ止まるだけで、ほぼ完璧に進めた人がいましたが、その人はどういう役割だったのだと思いますか。

○会場

一般の普通の人。

○講師

もう少し聞いてみましょうか。

ほとんど完璧に動けたっていう人は、どんな立場の人か、想像できますか？

○会場

国籍とか、宗教とか、そういう束縛があんまりない人。自分の判断で行動できる自由な人。

○会場

年齢的に若い人。

○講師

成る程，若い人ですか。

○会場

社会的にかなり周囲から認められるような立場の人。

○講師

社会的に認められている人ですね。それでは，カードに書かれた文を読んでもらいましょう。どうぞ。

○会場

「大学で経済学を学んだ，大企業の社長の息子」という役割でした。

○講師

ほかに，限りなく前の方にまで進めた人いますか？

○会場

止まったのは二歩だけです。

○講師

はい。それではこの方はどんな役割だったか，ちょっと想像してみましょう。どういう役だったと思いますか。

○会場

「社長」

○会場

「お医者さん」

○会場

「大学教授」

○講師

どうでしょうか。では，カードを読んでもください。

○会場

「あなたは85歳の女性で、86歳の認知症の夫と二人暮らしをしています。」という配役でした。

○講師

ほとんど問題なく動けましたか。そういう境遇の方を想像したんですね。次に、2つの問の場面以外は前に進めた方、どうぞカードを読んでください。

○会場

「交際することを断った相手からストーカー行為を受けている20代の女性」という配役でした。結婚の部分と安定の部分が動けなかったっていうか。

○会場

「現政権政党の青年団体の議長」という配役でした。動けなかったのは1つだけ。祝祭日とか盛大にできない。

○講師

成る程。そのような人たちが前の方に行けたという感じですね。

では逆に、1歩も動けないとか、せいぜい二、三步だけとか、そういう役割の方はいらっしゃいますか。そういう人の役割はどんなものだったと思いますか？

○会場

「刑期を終えて出所した30歳の女性」という配役でした。動けなかったのは2歩だけでした。

○会場

「南米のある国から来た労働者で、最近、職を失いました。」という配役でした。進めたのは、自分の心の持ちようで進めるかなと思ったところだけです。

○講師

外国人労働者という配役ですね。

○会場

「失職中の45歳の男性で、妻と子どもが2人」という配役でした。動けなかったのは、3歩でした。

○会場

「失業中のシングルマザーで、子どもが2人」という配役でした。動けなかったのは、2歩でした。

○会場

「17歳の少女で、乳児期から児童養護施設で暮らしました。親は風俗店で働かせようと企てている。」という配役でした。

○会場

「津波のために全てを失い、今も仮設住宅で一人暮らしをしている68歳の女性」という配役でした。

○会場

「ホームレス状態の60歳の男性」という配役でした。

○講師

それではまだカードを読んでいない方は、順に、配役は何であったか、進めたのは大体何歩ぐらいだったか、お話しください。

○会場

「大手企業の重役」という配役でした。

○会場

私、先ほどの方と一緒に、「津波にあった68歳の女性」という配役でしたが、結構ポジティブでした。

○会場

「30代男性で、現在はニート、若年無業者」という配役でした。親がいればね、という思いで前に進んでしまいました。

○会場

これは親がいるというような想定ですが、「コンビニで働く25歳の女性パートタイマー」という配役でした。

○会場

私は、「今、事業がうまくいっている貿易会社の社長」という配役で、前の方まで進めました。

○会場

「ファーストフード業がうまくいっている在日韓国人の息子」という配役でした。

○会場

「35歳の女性で、夫の死後、コンビニで働きながら、2人の子どもを育てている。」という配役でした。シングルマザーという立場は、どう演じたらいいか分からなかったです。

○会場

「下町にある中小企業の社長」という配役でした。従業員とか自分の周りには積極的にしてもらわなければならないと思いますが、社長自らが動き回ったり、出てきた質問の全部で進むのはちょっとどうかと。周りを気にしながら、自分を評価しながら、この辺ぐらいからしか進めませんでした。

○会場

1歩も動けなかったです。「夫から暴力を受けている30代の女性で、小さい子ども1人」という配役でした。

○会場

進めたのは真ん中ぐらいで、「24歳の男性でコンビニエンスストアの店長」という配役でした。売上げとか色々プレッシャーが大変だと思い、途中で止まりました。

○会場

「30歳のアフリカからの男性難民」という配役でした。アフリカからの難民なので、映像の世界というか。どんな気持ちなのかなあと思いながらやりました。

○講師

全員、読んでいただきましたか。

今、開けていただきましたその役割を演じるというか、その人になりきるのは易しかったですか、それとも難しかったですか。そういう問いはどうでしょうか。

個人個人が1枚のカードを見て、その人物になりきって答えてくださいという課題でしたよね。

まず、易しかったという方、いらっしゃいますか。

○会場

「現政権政党の青年団体の議長」という配役でしたが、不自由なこともあるけど、多分大体のことができるだろうなと思いました。

○会場

「ファーストフード業がうまくいっている在日韓国人の息子」という配役でしたが、僕自身に在日韓国人の友人がいますんで、彼らを見ていて、弱さはないですが、社会の目と対比したら、やっぱりちょっとという面があると感じました。

○講師

難しかったという方はいますか。

○会場

「刑期を終えた30歳の女性」という配役でした。どんな刑期か分からず、自分で判断したらいけないだろうし難しかったです。

○講師

女性ということと、それから30歳という、その辺りが想像するのが難しかったという感じですね。

○会場

私の場合は30代男性という配役で、自分自身も30代の男性です。ニートという条件でしたが、色々な暮らし方があるから、その部分までは判断はしにくかったと思います。

○講師

ニートと呼ばれる状況でも、人によって違いますね。

それでは、引いたカードの人物になるために、想像力を働かせるわけですね。その想像力の基になっているのは何でしょうか。つまり、何を材料にして想像しましたかという問いになります。

○会場

「17歳の少女で乳児期から児童養護施設で暮らしていた。親は風俗店で働いています。」という配役でしたが、テレビで見るパターンかと。幸せの薄い少女。全然、全く自分とは掛け離れていますが、意外と想像しやすいパターンでした。

○講師

例えば、ドラマみたいな感じでしょうか。

○会場

そうですね。ドラマの中に出てくるような感じです。

○講師

ある人物の状況を想像するときに使った情報源は何かという問いもありますね。

○会場

「南米のある国から来た労働者」と、そこまでだったら、すごく難しかったと思いますが、「最近、職を失いました。」という設定だったので、もう行くところまで行って

いるというので、私は察しやすかったです。ただ、国籍だけ、労働者だけだと、答えにくかったと思います。

○講師

規定するような条件がないということですね。

○会場

私が想像する情報源はマスコミでした。こういう状況のシングルマザーだったら困るだろうなということを考えました。自分には子どもが2人いますので、虐待はしてないよなど、自問して想像しながら役を演じました。

○講師

御自身の関心というか、気になっていることというのが情報源になったんですね。想像するために使える情報源には、ほかにどんなものがあるでしょう？

○会場

私は「大企業の息子」という配役でした。大学時代とんでもないお金持ちの友人がいましたので、ああいう感じかなあと。

○講師

自己体験という情報源ですね。ほかにどうですか。

○会場

今回は年齢設定がなかったです。在日韓国人の息子という場合、僕が役になりきっているときは、自分に近い、三、四十代後半の年齢を想定して考えましたが、今、冷静に考えたときに、高校時代に韓国的高校生と同じバスで通学していたときの高校生と先日のヘイトスピーチのときの、あの年齢の高校生の韓国人の場合やったら、恐らく違う判断をしたかなと、もし想像する年齢が違っていたら、違う判断していたと、ふと思いました。

○講師

自己経験のことと、メディアの報道との二つ、ということでしょうかね。私たち様々な情報源を用いて想像したり、判断するわけですが、できるだけ正確に物事や状況を判断するには、その情報源が信頼できるものかどうか、その検証も必要になるでしょうね。

最初にやっていただいた演習も、今やっていただいた演習も、アクティビティと呼ばれる参加的・経験的学習方法と呼ばれるものです。いずれも私が責任をもって、安全で、安心して言動が取れるように配慮しながら参加者の皆さんに自由に、主体的に共同学習してやっていただきました。ある意味で安全と公正を保障するための

一種の統制がされている場で、学習活動を進めていただきました。ここで皆さんに体験していただいた事柄は、そういう意味では疑似的な体験であるわけです。

そのことを踏まえて、更に質問をしますが、それぞれ皆さんが引き当てたカードに書かれている人物は、ただ単にありそうもない空想上の人物なのか、それとも現実の社会、日本の現実の社会に実際に存在するような、リアリティを持つ人物なのでしょうか。カードに書かれている人物のような人は、本当にこの社会の中に実在する人物に重なる面が多いと思いますか。その人物の置かれている状況は、現実社会を反映していると思いますか。その辺りいかがでしょうか。

○会場

私は「25歳のパートタイマーの女性」という配役でしたが、どういう風に想像したかというと、私の娘が22歳ぐらいのときに資格取ったのに、ずっとコンビニでパートしていましたが、生活、お金の面ではちょっと困っていたと思いますが、あとは全然自由でした。今の世の中、結局、社員になりたくてもなれない。契約社員のままという人が結構多いと思います。現実をそう考えたら、もうちょっと進む量も変わっていたのかなと思いました。

○講師

この役そのものが、ある意味で現実の社会を反映しているというか、そういう感じですね。

ほかにいかがですか。「こんな人本当にいるのか。」と思った方はいらっしゃいますか。その辺り、どう思われますか。

○会場

今、気付きましたが、在日韓国人と言われて、ふと思ったのが、北かな南かなと。韓国人といえば南ですよ。ということは、演じているときは、南の人間を想像していた気もしますが、北の人間だったら、世間の目も違えば、行動も違って来るかなと。結局、人種差別のときに、その国籍と国際状況によって、人の見え方が変わってくるというのを今感じました。

○講師

そうですね。一くくりにしないで、在日韓国人としたのは、実は現実にもそういう方もいるわけです。それはネットで見ながら作った役ですけど、おっしゃるとおりですね。他にいかがですか。

○会場

僕に与えられたのは、「24歳の男性でコンビニエンスストアの店長」という配役、24歳で店長かと。コンビニはオーナーさんがいて、オーナーさんが出資して店長みをしている場合もあるだろうし、雇いの店長みたいな場合もあるし、実際はどのような

かと。

○講師

「名ばかり店長」って聞いたことありますか。私はその辺りを念頭に置いていました。要するに、全く空想的に役割を作ることでもできるわけですが、こういう学習ですから、状況をどうやってより良くしていくかということを考える一つの手段としているわけです。そういう意味で、例えば17歳の少女の役の方、このリアリティとして、どう思いになられますか。

○会場

すごいリアリティはあります。例えば、今、親が子どもを虐待する、要はネグレクトをするということがそんなに珍しくはない。例えば、各地で、あちこちの町でそういう子ども食堂という運動が起きているという現実があります。ということは逆に、子どもさんがきちんと食事が取れていないという状況がそんなに珍しくはないということにもなっている。だから、そういう意味でこういう17歳の少女が親から見放されている。経済的にも、親子というか、家庭の愛情にも恵まれないというのは増えてきているのかなと思いました。

○講師

実はこの17歳の女の子は実話なんです。私は埼玉県でずっと生活してきましたが、大学生時代に実際に聞いた話です。児童福祉施設で乳幼児期から捨てられて育ってきたある女の子が施設で、職員の方たちに自分の子どものように愛情を注がれつつ育てられてきたのに、年齢により施設を出なければならなくなったとき「親」が「親権」を振りかざしてとんでもない非人道的なことを要求してきても、打つ手がなく悲慘にくれた、という実話を基にしてこの役割カードを作りました。

この演習は、「1歩前へ進め」という名前のアクティビティで、ヨーロッパ評議会が刊行した『人権教育のためのコンパス[羅針盤]』という本の中で紹介されていて、日本の人権教育や人権啓発の場面でも広く活用されているものです。役割カードに書かれている人物は多様です。深刻な人権問題でありながらなかなか人々が気付きにくいような事例や場面に直面している人たちに気付き、見えにくい社会の現実を直視して、自分としてそういう現実はどう立ち向かうべきかを考え、行動できるようになることが、このアクティビティの狙いなのです。

自他の人権を尊重し、その実現のために必要な人権感覚や諸技能、人権に関する知的理解や実践能力などを総合的に高めることを通して人権尊重社会を形成していくうえで、非常に有効な手段だと思ひまして、体験していただきました。

○司会

福田先生，ありがとうございました。

それでは質疑応答に移ります。御質問のある方は挙手をお願いいたします。

○質問者 1

ありがとうございました。

先ほどの日本国憲法を久しぶりに見たような気がしました。当社には外国人従業員がいますが，外国人の方というのは日本国憲法というのは該当するんですよね。あと国民と書いてありますけども，国民は外国人の方は関係ないんですか。

○講師

そうです。ただ理念としては世界人権宣言とか人権規約と重なっています。ただこの国の憲法でそれは変わらない。

○質問者 1

だから，彼ら，彼女たちは本国の憲法が当てはまるという認識ですよ。

○講師

ただ，人権の場合は，これは普遍的なユニバーサルなものですから，当然そういう企業に外国人の方がいらっしゃっても，その方の人権をいかしていくと考える。

○質問者 1

日本人と同じ扱いの方がいいということですか。

○講師

国籍を超えた人権という形ですけど。日本国憲法は日本人の最高法典になりますが，人権の中身は同じです。憲法に関わるからという言い方はできないと思います。

(終了)